

須賀川市求職者等に対するハラスメント防止基本方針

1 目的

本方針は、須賀川市における採用活動、インターンシップ等の求職活動において、本市の職員による各種ハラスメントにより、求職者等の活動が阻害されることのないよう、必要な措置及び体制を定めるものです。

2 対象となる求職者等及び求職活動等の定義

(1) 求職者等

採用面接の参加者、就職説明会の参加者、市役所訪問者、インターンシップの受講者等、職業選択に資する活動を行う者を指します。

(2) 求職活動等

対面での活動に加え、SNS 等を通じたオンライン上のやり取り及び市役所以外の場所で行われる活動を含みます。

3 禁止されるハラスメント行為

本市は、求職者等に対する以下の行為を厳しく禁じます。

(1) セクシュアルハラスメント

求職者等の意に反する性的な内容の発言及び性的な行動により、求職活動等の意欲を低下させる又は支障を生じさせること。同性に対するもの、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず対象となります。

(2) パワーハラスメント等に類する行為

優越的な関係を背景とした言動、妊娠・出産・育児休業等に関する不適切な言動、性的指向等の機微な個人情報の暴露（アウティング）等。

4 職員等の責務とルールの明確化

全ての職員は、ハラスメント問題への関心及び理解を深め、求職者等に対し必要な注意を払わなければなりません。

求職者等との面談は、原則として予め指定された時間及び場所で実施し、業務連絡における SNS の使用は指定された方法及びアカウントに限定します。

ハラスメント行為が確認された職員に対しては、関係規程に基づき、厳正に対処します。

5 相談体制の整備と事後対応

求職者等が相談しやすいよう、人事担当窓口に加え、利害関係のない相談担当者を設置します。

ハラスメントが現実に行われた場合のみならず、その恐れがある場合又はハラスメント

に該当するか否か判断がつかない場合においても、相談者の心身の状況に配慮し、広く相談を受け付けます。

相談者及び行為者とされる双方から迅速かつ正確に事実確認を行います。事実が確認された場合は、被害者への配慮及び行為者に対する措置を速やかに実施し、再発防止に努めます。

6 プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止

相談者及び行為者等のプライバシー保護を徹底します。

求職者等が相談を行ったこと又は職員が事実関係の確認等に協力したことを理由として、採用選考における不当な評価、内定取消及びその他の不利益な取扱いを行うことを固く禁じます。

7 関係機関との連携等教育機関との連携

求職活動等を行う学生が所属する大学及び専門学校等の相談窓口から情報提供があった場合は、緊密に連携し、適切な対応を図ります。

求職者等から、関係機関及び施設利用者等の第三者によるハラスメント被害の相談があった場合も、本方針に準じて必要な対応に努めます。

令和8年10月1日 須賀川市